

“古布”につつましても古紙等と同じように集団資源回収をお願いします



古布（古着や布切れなど）についても、古紙と同様に回収量に応じて補助金がでます。

すでに集団資源回収において古布を回収されている地域につつましては、さらに回収を進めていただき、また、現在、集団資源回収等で古布を回収されていない地域につつましても、下表を参考にごみの減量と資源再利用にますますのご協力をお願いします。

※古紙回収の日に古紙といっしょに出していただければ結構です。

回収の対象となるものの例	回収の対象とならないものの例
<p>一般的な衣類（Tシャツ、ワイシャツ、ブラウス、ジーンズ、ズボン等）</p> <p>肌着・下着</p> <p>セーター</p> <p>シーツ・布団カバー（※布団は大型ごみ）</p> <p>タオル・タオルケット・ハンカチ</p> <p>着物</p> <p>など</p>	<p>じゅうたん・玄関マット・バスマット</p> <p>布団・座布団・枕</p> <p>綿</p> <p>人形・ぬいぐるみ</p> <p>靴・スリッパ</p> <p>スポンジ</p> <p>ベルト・ネクタイ</p> <p>ウェットスーツ</p> <p>など</p>
<p>濡れているもの、汚れ・臭い・破損のあるものは回収できません。ご注意ください。</p>	

※回収業者によって多少の違いがあります。詳しくは回収業者に確認をお願いします。